

財務定期監査結果報告
〔 交 通 局 〕

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	土 居 吉 文
同	岡 島 亮 介

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成15年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成15年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

交 通 局 総務課，経営企画調整課，職員課，営業推進課，施設管理課，
市バス運輸サービス課，市バス車両課，魚崎営業所，石屋川営業所，
中央営業所，松原営業所，須磨営業所，落合営業所，垂水営業所，
西神営業所，地下鉄運輸サービス課，電気システム課，地下鉄車両課

2 監査の期間

平成15年10月1日～平成16年3月18日

3 監査の方法

監査は，財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて，関係書類の調査とともに，関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 現金で受領したバスの乗車料金及びカード販売代金の収入事務
- イ 高速鉄道各駅における乗車券及びカード販売代金の収入事務
- ウ 業務委託している定期券及びカード等の販売代金の収入事務
- エ バスの共用路線に係る料金精算事務
- オ 高速鉄道に係る他の交通機関との連絡運輸収入の精算事務
- カ 広告料金の収入事務
- キ 高速鉄道事業の付帯事業施設に係る賃貸料の収入事務及び保証金の受払事務
- ク その他の収入事務
- ケ 各種収入の増収対策

(2) 支出に関する事務

- ア 乗車券販売，広告取扱業務及び車両整備等の委託経費の支出事務
- イ 給料及び諸手当の支給事務
- ウ 嘱託職員報酬及び臨時的任用職員賃金の支給事務
- エ 小口現金等の前渡金による支出及び精算事務
- オ その他の支出事務
- カ 経費の効果的な執行

(3) 契約に関する事務

- ア 業務委託等に係る契約事務

(4) 財産管理に関する事務

- ア 土地及び建物の使用許可及び貸付事務
- イ 固定資産台帳の記帳及び固定資産の効率的な使用
- ウ 乗車券等の管理事務
- エ 貯蔵品の購入，保管及び払出事務
- オ 交通事業基金の管理事務
- カ その他の財産管理事務

5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので，今後，適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

バス料金の割引を適正に行うべきもの

交通局次長等専決規程によると、乗車料金等の減免を行う場合、定標準によらないものについては管理者の決裁を得ることとされているが、減免に関する定標準のない料金について、管理者の決裁を得ずに減免している事例が見受けられた。

(市バス運輸サービス課)

適正な事務処理を行うべきである。

行政財産の使用許可にかかる使用料を適正に請求するべきもの

神戸市交通局公有財産管理規程によると、行政財産の使用許可にかかる使用料については、管理者が認める場合は、前期又は後期の期間内に一括納付させることができるとされているが、請求事務の遅延により、前期使用料の納入が期限終了後になっている事例が見受けられた。

(営業推進課)

規程に従い、適正に請求するべきである。

(2) 支出に関する事務

委託料の精算を適正に行うべきもの

委託料の精算にあたっては、精算明細書等を十分に確認のうえ、当該業務に要した経費のみをもって精算するべきであるが、委託業務と関連のない経費が精算対象に含まれている事例が見受けられた。

(職員課)

適正な事務処理を行うべきである。

委託事務の検査を適正に行うべきもの

交通局委託事務の執行の適正化に関する要綱第17条によると、委託業務の適正執行を確認するため必要な検査を行わなければならないが、検査にあたっては、契約書等の関係書類等に基づいて、公正かつ的確に検査を行わなければならないとされているが、検査のため必要な書類の提出が不十分であるため、公正かつ的確な検査が行われていない事例が見受けられた。

(職員課)

委託業務の適正執行を確認できる書類に基づき、公正かつ的確な検査を行ったうえで委託料を支出するべきである。

(3) 契約に関する事務

委託者と受託者の責任の区分を明確にするべきもの

委託契約を締結する際には、委託者と受託者の責任の区分を明確にするべきであるが、地下鉄設備の保守管理業務にかかる委託契約において、交通局が請負契約により直接執行することとなっている業務についても、仕様書上は委託業務の範囲と解し得る事例が見受けられた。

(施設管理課)

委託者と受託者の責任を明確に区分した契約を締結するべきである。

普通財産貸付料の端数処理の根拠を明らかにするべきもの

関連事業である駅ビル等を賃貸するにあたり、「駅ビル、駅構内店舗、百貨店ビル、駐車場の賃料に関する覚書」において、借主は収益の一定割合を賃借料として支払うこととされているが、同覚書に基づき算出された額の10万円未満を切り捨てて、毎年の賃借料が決定されている事例が見受けられた。

(営業推進課)

賃借料の端数について特別な処理を行う場合は、覚書に明記するべきであり、またその内容は社会通念上合理的なものであるべきである。

6 意見

(1) 業務委託について

交通局においては、多くの事務事業を委託により執行し、その大部分が関係団体への委託となっているが、現在関係団体に委託されている業務のうち、バス車両清掃、地下鉄駅舎清掃などは、単純な労務の提供として競争原理になじみやすいものと考えられるため、可能な限り競争入札の導入について検討されたい。

また広告業務等その他の委託業務についても、個別具体的に経済性、効率性を検証することにより、委託の必要性、委託先の選定方法など業務のあり方について再検討されたい。

(2) 現金の管理について

市バスの各営業所においては、バスの釣銭予備金、カード自動販売機の釣銭等として使用するため、一定の現金を所管しているが、その保管状況について監査を実施したところ、営業所によっては、バスターミナルの案内所で釣銭として使用している現金を所管の現金として認識していないなどの事例が見受けられた。

各営業所が所管している現金について、常日頃、用途別の現金保管状況を確認できる体制を整えるなど、必要な事務処理手続の改善を図られたい。

(3) 添乗指導について

安全運行の徹底とサービスマナー向上により、市バス事故に対する市民からの信頼回復を図るため、市バス営業所においては、乗務職経験者による添乗指導を新たに実施している。しかし、添乗によって調査した事項の評価を記載する添乗調査票のチェック項目を見ると、大部分が「良」とされており、「指導事項」欄の記入もほとんどなく、形式的な指導に止まっているように見受けられた。より実効性のある添乗指導となるよう、改善されたい。